



93.2.3 No. 2735

2.9-2.16
闘争へ

控訴審闘争に 勝利しよう!

国鉄 改革法は憲法違反!

全ての組合員の皆さんー

解雇撤回・清算事業団闘争勝利へ

の正当性を認めることに等しいので
す。

さらに勝利を広げようではあります
から、東京高裁で行なわれます。昨
年第一波スト公労法解雇公判の控訴
審が二月九日一〇時から、清算事業
団公判の控訴審が二月一六日一五時
から、東京高裁で行なわれます。昨
年六月二十五日に千葉地裁で出された

第一波スト公判一三名、清算事業団
公判一二名に対する請求棄却の不当

判決を打ち碎き、七名の解雇無効に
引き続き勝利をさらに広げるために
も組合員の皆さんの総結集を訴えま
すー

**国鉄-JJRの
不当労働行為**

為は明りか

清算事業団の仲間一二名(現在一
名)は、いわれなくJRへの採用
も拒否され、八七年三月三一日、九
〇年三月三一日と二回にわたる不当

な解雇を強制されたのです。この不当
な解雇の無効を求めるることはまさに
正統な行為でなくて何でしょうか。

20名の解雇撤

八五年の第一波ストライキは、分
割・民営化という“錦の御旗”の下
に行なわれた一〇万人!!三人にひと
りによぶ首切攻撃に対する国鉄労
働者の全人格をかけた闘いであり、
なんら非難されるものではありません
。その証拠に二〇名という大量不
當解雇にもかかわらず、一審の千葉
地裁は二〇名の解雇に対してその三
分の一以上にあたる七名の解雇を無

効にしました。これ自体第一波スト
の正当性を認めることに等しいので
す。

さらに勝利を広げようではあります
から、二月一六日は、控訴審終了
せんかー

後、動労千葉総決起集会を開催する
予定です。(詳しくは次号以降)

なお、二月一六日は、控訴審終了
一步を切り開こうー

効にしました。これ自体第一波スト
に対し決意も固く真正面から闘い
を挑むものです。

全ての組合員の結集で勝利への第
一步を切り開こうー

2月9日 85・11第一波公労法解雇控訴審公判
東京高等裁判所 (817号法廷)

10時から

指定列車 千葉駅 8時43分発
(7番) 快速最後部乗車

16日 清算事業団控訴審公判
東京高等裁判所 (824号法廷)
15時から

指定列車 千葉駅 13時45分発
(8番) 快速最後部乗車
※公判終了後、街頭宣伝活動を展開し
17時過ぎより解雇撤回に向けた総決
起集会を開催します。全力で結集を

**「2.28分割・民営化
10年を向うシンポジ
ューム」の成功を!**

**成功を!
2月13日(土)
29回定期委員会の
開催**